

県外との往来に係るガイドライン（大学院生）

令和3年3月10日
県立保健医療大学

本学大学院生の県外との往来について、令和3年3月11日より、下記のとおり取り扱うこととします。

※山形県外に居住している方は「県」を「居住地」と読み替えてください。

記

1 健康状態及び行動の記録

行動を見える化することにより感染リスクを低減することと併せて、御自身に感染の可能性が生じた場合の検討資料とするため、滞在場所(県内・県外)に関わらず、健康・行動記録票(様式別添)に毎日の体温と体調、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の確認結果及び行動履歴を記録してください。

※社会人(所謂、社会人院生)の方については、「任意」とします。

2 感染の危険性が高い都道府県(以下「感染拡大地域」という。)の判断基準について

感染拡大地域は次のとおりとします。

(1) 政府により新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべきとされた区域

(2) Yahoo! Japan が提供している「1週間の10万人当たり新規感染者数(都道府県別)」で15人以上(政府のステージⅢの指標)となっている都道府県

※ URL: <https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>

3 県外との往来について

往来先の状況を確認し、感染拡大地域に該当する場合は、不要不急の往来は行わないようにしてください。

(1) 感染拡大地域と往来する必要がある場合

立ち寄り先や行動に十分注意していただくとともに、感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②正しいマスクの着用、③手洗いを厳守していただき、感染防止に努めてください。

(2) 感染拡大地域以外の地域との往来について

感染拡大地域に該当しない都道府県と往来する場合も、滞在先での会食等、感染の可能性が高いとされる行動は自粛してください。

(3) 本ガイドラインの運用・解釈について

本ガイドラインは原則を示しているものであり、県外との往来について、特段の事情がある場合や不明な点がある場合は、主担当指導教員に相談してください。

4 その他

令和2年9月2日付け「県外との往来に係るガイドライン(大学院生)」は、本件通知をもって廃止します。

以上